

[平成 22 年 6 月 定例会]

■富士山麓の森林(もり)づくりと環境保全対策(森林認証、森づくり県民税)について

◆5番(小池智明 議員) お許しをいただきましたので、私は、富士山麓の森林づくりと環境保全対策について質問いたします。

富土地域の人工林は、明治時代から林業経営、つまり森を育て、木材として加工、出荷する産業の対象として育てられてきました。それと同時に、森がはぐくむ土壌や豊かな植物相などにより、地下水となる下流域の水源を涵養したり、大雨による土砂の流出や崩壊を防いできました。しかし、戦後、海外から安価な外材が多量に輸入されるようになるにつれて、林業が産業として成立しにくくなり、森に手が入らないケースがふえ、その結果、現在では、水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能の低下が強く懸念されています。

そうした中、森林管理のレベルを向上し、豊かな自然環境と持続的な木材生産を両立させることを目的に、健全な森林育成を促進する仕組みとして森林認証制度の導入が注目されています。これは、第三者機関が定めた森林管理の基準に基づいて、対象森林において持続可能な管理が行われているかを審査、認証し、その森林から生産される木材及び木材製品に認証ラベルをつけて販売することを保障するシステムです。これは、環境への影響を持続的に改善するためのシステムとして、企業や公共団体、富士市でも取り組んでいますけれども、ISO14001の林業版とイメージすればわかりやすいと思います。

一方、静岡県では、水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能、これを森の力と呼んでいますが、この森の力が低下した森林を整備し、機能を復元するため、平成18年度から県民1人年額400円の森林づくり県民税を賦課し、それを財源に森の力再生事業に取り組んでいます。現在この制度も5年目となり、見直し作業に着手していますが、この制度が富士市にとって有意義であるかどうかは甚だ疑問に感じます。

こうした中で、以下の3点について質問いたします。

まず最初に、富士ひのき等のブランド力を高め、環境に配慮していることを広く国民や消費者に示すという観点から、富士市有林を中心に、国際認証制度SGEC、エスジェックと呼ばれていますが、このSGECに基づく森林認証を取得していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目に、この森林認証制度導入に並行し、より効果的、効率的な森林管理の観点から、認証審査に対応できる管理・施業能力を有する民間団体等と長期にわたる管理協定を締結し、取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目として、現在、見直し検討作業が進められている森林づくり県民税に基づく森の力再生事業については、事業採択要件の見直しを県に強く要望するとともに、富士市の環境基本計画に位置づけられている富士市独自の富士山の恵み創造基金の必要性、方向性を改めて検討していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上を1回目の質問とさせていただきます。

○議長(小長井義正 議員) 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 小池議員のご質問にお答えいたします。

まず、富士市有林を中心に森林認証を取得していくことについてであります。SGEC森林認証は2003年6月に発足し、認証森林の管理方針の確定やモニタリング、情報公開など、森林を7つの基準と35の指標をもって管理することにより、生物多様性などの森林の環境機能の維持や水源涵養など森林の持つ多面的機能の増進を図り、自然環境と木材生産を両立する森林を育成することを目的としております。現在、全国で94件、約82万ヘクタールの森林が認証されており、県内では9件、市内では日本製紙の1件の森林が認証されております。

本市は約2000ヘクタールの直営林を所有しており、林業として富士市森林施業計画をもとに適切に管理をしておりますが、生物多様性などの森林の持つ多面的機能を維持しながら、環境面からも管理していかなければならないと考えております。SGECの認証は、森林の育成から木材の加工、流通、建築に至るまでの業種が対象となっており、地域材市場の形成や循環的な地域材の利用の推進にもつながるもので、本年度事業化する富士ヒノキの家建築助成制度においても地域材としての製品認証をしておりますが、さらに富士ひのきのブランド力を高め、環境に配慮していることを全国に広くPRするには、森林認証は有効な手段の1つであると考えます。ご指摘の森林認証の取得につきましては、取得にかかる初期費用や年間の事務経費なども考慮した中で、今後検討してまいります。

次に、2点目の認証審査に対応できる施業能力を有する民間団体等と長期にわたる管理協定を締結し、取り組むことについてであります。SGEC森林認証の取得には、森林所有者が直接取得する場合と、森林組合などの森林を管理できる団体が取得する2つの方法があり、後者の場合、5年以上の長期管理協定を森林所有者と締結することが条件となっております。長期の管理協定の締結は、受託者の雇用の安定や高齢化する林業における後継者の育成、協定内容の充実を図ることによる事務負担の軽減にもつながりますので、本市が森林認証を取得する場合は、森林を管理できる団体との長期管理協定の締結をした中での森林認証の取得が望ましいと考えます。

また、私有林につきましても、管理団体が森林所有者と管理協定を締結し、その輪を広げていけば、荒廃した森林の適切な管理が図られるものと考えております。

次に、3点目の森の力再生事業の事業採択要件の見直しを県に強く要望することについてであります。平成18年度からスタートした森林づくり県民税は、本年度をもって5年が経過し、計画の見直しが県によって行われております。本市においては、地形的要因や所有形態などの採択要件との整合性、強度の伐採が森林所有者に理解されていないことなどの理由から、事業が十分に拡大していないのが現状であります。県の実施するタウンミーティングなどにおいて地元の林業者から多くの要望が出ていると伺っておりますが、本市としましても、今後この制度を活用したさまざまな事業展開が図られるよう、採択要件の見直しなど、さらなる要望を県にしていきたいと思います。

次に、環境基本計画に位置づけられている富士市独自の富士山の恵み創造基金の必要性、方向性を改めて検討していくべきについてであります。県が導入している森林づくり県民税との調整や、昨今の経済情勢を考慮いたしますと、現時点での基金の設置は極めて困

難とされますので、今後も引き続き、必要性、方向性について県の動向を注視しながら検討してまいります。以上であります。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 3つの質問にお答えいただきましたが、ちょっと確認をさせていただきながら質問していきたいと思っております。

1番と2番については、森林認証の取得についての質問なんですけど、これについては、私としては今の答弁は非常に前向きな姿勢というか、答弁をいただいたなと思っております。森林認証は今市長からも概要はお話しただけでしたが、この森林認証取得によるメリットというのは、私は3つあると思っております。1つは、1回目の質問の中でも言いましたけれども、富士ひのきの環境面で非常に配慮しているんだということを全国にPRできるということ、2つ目は、PRの結果、富士ひのきが材として活用されていくことを促すだろうということ、3つ目が、これもありましたけれども、管理協定を結ぶことによって市の事務負担の軽減、つまり市役所のスリム化ということにつながるんじゃないか、そのあたりがメリットかと思っております。

そういう前提での話なんですけど、まず、富士市の市有林、直営が約2000ヘクタールあるということですが、この市有林から毎年切り出される木材の量というのは、富士ひのき全体の中で何割ぐらいを占めているんでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 商工農林部長。

◎商工農林部長（土屋俊夫 君） 切り出し量は正確にはつかめない部分もございますが、市内で産出される木材のほとんどが富士木材センターに出されるものですから、その取扱量から推計いたしますと、平成19年が1万3428立米、そして、20年度が1万691立米、このような量となっております。ですので、全体としては市内の木材のおおむね3割ぐらいが市有林から出されているものかと思っております。人工林の割合全体としては、市有林は大体16%なんですけど、出される割合からしますと多い年ですと3割ぐらいになるのかなと数量からは推測しております。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 人工林に占める面積が、富士市の市有林が16%、数字が1万何千立米ということで、細かいことはわかりませんが、富士ひのきの中で市有林から出てくる量として3割ぐらいを占めているということでもいいんですね。

そうしますと、市場に出回る富士ひのきと言われているもののうち、市有林が占めている割合が約3割。それに、この材は環境に配慮した材ですよということがシールで証明されてついて回っていくということは、富士ひのき全体の価値を上げるというか、ブランド化を進める上で非常にメリットじゃないかと。市内にはたくさんの山持ちの皆さんがいると思うんですけども、その中でも2000ヘクタール持っている個人の山林所有者はいない

わけですよ。そういう意味では一番山を持っている富士市が森林認証制度を取るというのは、内外にPRするという意味では非常にメリットになるんじゃないかと思っています。また、それというのは、今県を挙げて動いているというか、国を挙げて動いている世界遺産登録の後押しにもなるんじゃないかと思います。

先ほど私がメリットの3つ目として上げました市役所のスリム化、事務負担の軽減ということなんですけれども、それは具体的にどういう点で役所としまして軽減できると考えているのでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 商工農林部長。

◎商工農林部長（土屋俊夫 君） これは管理協定といいますか、この協定の中にどういうものを盛り込むかということによって変わってくるかとは思いますが、一般的には市で現在行っております施業計画、あるいは市有林の測量、あるいは境界の確定、これらの業務がございますので、これらを協定に盛り込むことができれば、そういうことについてはスリム化を図れるのかなとは思いますが、ただ、それを請け負った側でもただでやってくれるわけではございませんので、その辺を委託料という形で当然盛り込む必要があります。ですので、その辺の中でトータルで見ないと、一概に軽減できるというふうにもならないかと思えます。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 管理協定の中でどういう項目を盛り込むかというお話がありましたけれども、それは今後検討していただけないかという最初の答弁でしたので、ぜひ検討いただきたいんですが、私はこういうイメージができないかなと思うんです。富士市の市有林を、いわゆる指定管理者的なイメージで管理できる団体にお任せするということです。指定管理者制度というのは、一般的には箱物とか都市公園の管理みたいなことで、指定管理者という言葉を使うにはそういう施設でなければいけないということはあると思うんですが、イメージとしたら、富士市の市有林を指定管理者にお任せすると。

管理協定の内容にもよるといえることなんですけれども、今実際に市の職員の方が直営でやっているいろんな作業があると思うんですが、市の職員の方は能力があったとしても何年かで役所の中で異動しなければいけない。そういうのに対して、山をやっている皆さんというのは非常に山を熟知している方、あるいはそういう団体が幾つかあると思います。そういったところに、例えば今部長が言われたような管理計画をしっかりと立てるとか、それに基づく境界を確定するとか、そういったことも含めて出していけば非常に効率的であり、また、効果的な管理ができるんじゃないか。そんなことで指定管理者的なイメージを持ちながら、今後管理協定を詰めていただければと思います。

それと、この認証制度について1点要望を伝えておくんですけれども、今市長の答弁の中には、富士市の市有林の認証を取っていく方向で考えたいという答弁だったんですけれども、それにあわせて、できれば荒れている私有林なんかも一緒に巻き込みながら認証を取って管理していければ、非常にいい森林づくりにつながるといえる答弁がありました。

私は、実は私有林のところまでは考えていなかったんですけども、確かに富士市の市有林が認証制度を取るときに、あわせて周りの私有林も一緒に取ったほうが、いろんな取得の費用ですとか、またその後の更新の手続にかかる費用なんかも、森林を持っている方がたくさんいればいるほど、それぞれの負担は少なくなると思うものですから、ぜひその辺も考えていただきながら検討してもらえればと思います。

以上が1番と2番についての確認でした。

3番目の森の力再生事業の件と富士山の恵み創造基金の件です。

こちらは大きく2つに分けてありますけれども、最終的には非常に密接するので、ここであわせて確認をさせていただきたいと思います。

実は、この質問は平成19年6月、ちょうど3年前に私が最初に質問させていただいたのに続いての質問なんですけれども、そういう中で3年たってというか、この森林づくり県民税ができてちょうど4年経過したかと思います。ことし見直しをしているということですけども、これまでに富士市の市民の皆さん、あるいは企業の皆さんが納めた森林づくり県民税の額と、それを財源にしながら富士市内で行われた森の力再生事業の投資額というのは、大体毎年どのぐらいの金額なんでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 商工農林部長。

◎商工農林部長（土屋俊夫 君） 県民税による納付額と地元への事業という形での還元についてでございますけれども、平成21年度ですと、個人、法人合わせまして約6300万円、これを県民税として納めております。これに対します地元への還元率という言い方が適切かどうかはあれですが、市内で行った事業が約1500万円になっておりますので、率としては24%というような形になっております。あと、平成20年が事業として1745万円、19年が2000万円、18年も同じく2000万円ぐらいの事業で推移していますので、これらを考え合わせますと、おおむね納めた額に対して4分の1ぐらいは市内で使っているというような状況となっております。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 今お話がありましたように、約6000万円ほど富士市から県に納めているんですけども、4分の1は来ているというお話でしたけれども、4分の1しか来ていないわけですね。1500万円から、いっても千数百万円ですから。ということは、残りのお金は富士市民が納めた税金が別のところへと流れてしまっているわけですね。その辺は、今見直し作業の中でタウンミーティング等をやっています、私も参加させていただきましたけれども、森づくりをやっている方、関係者から、ひどいじゃないかという声が上がっていました。私も、税金を納めている一市民としては非常におかしい話だなと思います。

そういう中で、実は3年前に私が一般質問したときの市長の答弁を紹介させていただきますと、そのときには森林づくり県民税と富士山の恵み創造基金のあり方ということで質問したんですが、基金の検討に当たっては、森林づくり県民税との整合を図った財源の確

保や利用目的の明確化など、今まで以上に慎重な対応が必要となってまいりますので、今後の状況を注視しながら、引き続き基金の必要性、方向性を検討してまいりますということで、3年前に基金そのものについては、今部長から答弁があった森林づくり県民税のほうをにらみながら検討してきますというお話がありました。ただ、実際には森林づくり県民税は、さっき言ったようなお金の使い方がなされている状況なんですけれども、市としましては、この3年間の検討というのはどんなことを行って、今の段階でどんな判断をされているのでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 商工農林部長。

◎商工農林部長（土屋俊夫 君） まず、事業の性格を改めて申し上げますと、県がこの制度を創設した意義というものは、森林所有者による整備がなかなか行われていない荒廃した森林に対しまして、環境目的での環境伐採、こういうことを進めた中、土砂災害の防止、あるいは水源涵養を図っていきたいというような、森の力を復活させていきたいというのが趣旨でございます。したがって、経済林については対象となっております。また、所有が市となっている場合、市有林についても対象から外されております。

そういう中で、富士市は非常に森林施業しやすいように林道網の整備ですとか、こういうことを図っている中、還元が悪いのかなということを思います。やはり4分の1程度地元に戻ってくるというのは、普通の感覚では理解されないと思いますし、納得できない部分だと思います。したがって、この辺につきまして、県に対しましてこういう要件の緩和を要請していきたくて考えております。

そういう中、じゃ、この4年間でやってきた県の事業に対する評価はどうかという部分ですが、一定の荒廃した森林を伐採して、そして所有者がなかなかできないものやってきた、そのこと自体については評価できるのかなとは思いますが、評価できる反面まだまだ富士市としては非常に使えない部分がある。改善についてこういうことを要望していきたくて考えております。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 森林づくり県民税と、それを財源とする森の力再生事業についての評価は、今部長が言われたことでわかりました。ただ、それを踏まえた中で、富士山の恵み創造基金を検討研究していきまうという答弁が3年前にあったんですが、そちらの基金のあり方についての研究成果というのは、今お答えがなかったものですから改めて伺います。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金刺勝久 君） 前回、議員からご質問いただいた後の関係かと思ひます。これは環境基本計画の中に位置づけられておひまして、毎年、所管する部署が進捗状況等について確認する中で検討してまいりました。結果的には、やはり森林づくり県民税が大

変大きい存在でありますので、今回市長が答弁させていただきましたように、現時点での基金の設置は大変難しいということで、引き続き、必要性、方向性について、県の動向を注視しながら検討していくという形であります。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 非常に抽象的な、これからも継続して検討を続けるというお話だったんですけれども、ちょっとここで森林づくり県民税の話と富士山の恵み創造基金のことについて少し整理をしてみたいと思います。

森林づくり県民税を利用した森の力再生事業、これは今商工農林部長から話がありましたように、対象は非常に急傾斜地にあるような民有林の、ちょっとどうしようもない人工林が対象です。一方、富士山の恵み創造基金で想定する事業というのは、これは環境基本計画に出ているんですけれども、森の育成や湧水環境の整備など地下水の保全に関する取り組みをしていくんだと位置づけられています。ということは両方とも、森林づくり県民税も森の力を復活させよう、これは水源涵養というのがあるわけですから、水源涵養の部分については両者はダブっているわけです。これは富士市にとって、生活から産業から、すべて富士市は地下水に頼っているわけですから非常に重要だし、やっていかなければならない話ということまではいいですよね。ただ、県の森の力再生事業は非常に限定的な範囲です。ですから、県の事業はこれだけだとしますと、富士山の恵み創造基金というのは水循環全体ですから非常に大きい。こういう円とその中の点、こういう関係ですよね。

市長の答弁、それと商工農林部長の話もありましたけれども、これからも点である森林づくり県民税の適用範囲をもっと広げてほしいよ、採択要件を緩和してほしいよ、これは要望していただきたいと思うんですが、仮に要望が通ったとしても、これだけの大きな水循環を支えるという全体はカバーできないわけです。これだけの限定的なものが多少大きくなるだけだと。そういう意味では、まず確認ですけれども、多少大きくなったこの部分は県でやってくれるかもしれないけれども、この大きな部分との比較の小さな丸以外のこの広い部分、ここは市で責任を持ってやっていかなければいけないという理解を私はしているんですが、そのあたりの認識はいかがでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金刺勝久 君） 枠の大きさは多少違うかと思いますが、基本的な趣旨においては土砂災害の防止、水源の涵養等、それぞれが県民税と、当初市が考えた基金と、ほとんど類似しているところがある。

それともう1点は、先ほど税の負担の話をしていただきましたけれども、富士市民として、法人、個人含めまして6300万円という県民税を納めているという状況になりますので、それをさらに別の形で負担するところが基金を創設することの非常に課題になっている点でもありますので、現時点の中では県の事業を中心に考えております。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） ちょっとその部分の認識が違うと思うんですけれども、今、総務部長が、県の森林づくり県民税を使って水源涵養全体のことをやってくれるように要望していきたいというイメージでおられて、そういう要望をしていくと私はとったんですけれども、それはやっぱりできないと思うんです。というのは、県が対象としているのは、何度も言いますが、民有林で、なおかつ急傾斜地で、一部広葉樹もあるんですけれども、基本的には人工林ですよ。そうすると、富士山の山麓、富士市域というのは非常に傾斜が緩い。それと商工農林部長の答弁もありましたけれども、どちらか忘れちゃったけれども、既に林道網が整備されていて県の採択要件に合わないわけです。仮に採択要件が緩くなっても全部はフォローできない。

もっと言うと、富士山の恵み創造基金のほうは水循環全体ですから、例えばきょう午前中に川窪議員が取り上げました浮島ヶ原自然公園は、富士山の湧水があそこの湿地でわいて、それでここにしかない貴重な植物が生育しているわけです。あそこは富士市もあれだけお金を投じてつくってきた。これからあそこを活用しながら、水循環の大切さとか、そういう中ではぐくまれる植物のことをいろんな人に啓発したり、あそこを拠点にしながら湧水、地下水の大切さを知っていただくという役目があるわけです。そういったことを含めた上流から下流まで、全域のことを富士山の恵み創造基金でやろうとしていると私は理解しているんです。

そうすると、今、金刺部長がおっしゃったのは、基本的にさっきの大きい円と小さな丸では差があるんです。差がある部分は、やっぱり今言った自然公園をうまく使っていこうとか、あるいは途中で地下水がしっかり流れているかどうか、地下水の水質を検査しようとか、あるいは森林づくり県民税で対応できない富士市内の山をどうするかとか、その辺は市として責任を持って施策としてやっていかなければいけないと思うんですが、そういう認識で私はいるんですが、その辺はいかがですか、そうじゃないんでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金刺勝久 君） 大きいエリアになりますと、当然森林づくり県民税、再生事業の対象にならない市有林、これは市で施業計画を立てた中で維持管理していく、水源の涵養にも当然なっていますし、土砂災害の防止にもなるという形で、林業の育成管理を進めている。それが、地下水へと流れて浮島ヶ原という大きな話がありますけれども、現在そういうことも含めた中で基金のあり方を検討する、その中に含めた中でまだ検討しているというお話をさせていただいたものですから、具体的にどこがどうするという話ではなく、まだ検討課題になっているところでご理解いただきたいと思います。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 今のご答弁の中で、浮島ヶ原自然公園に代表されるような下流部の水がわいているところのあり方も対象にしながら、そういう水循環を対象にした施

策を取りまとめてやろうとする財源が、当初想定していた富士山の恵み創造基金だという理解で総務部長もいらっしゃるという思いもわかりました。それが実際に今は財政的に厳しい。

それとこれまでも何度かこの質問については市長答弁がありましたけれども、二重課税みたいな懸念もあるのでという話がありました。ただ、私はそういう懸念がある一方で、水循環を健全に保つということは富士市のこれからにとっては非常に重要なことだと思います。もちろん今、水がわかなくなっちゃった、水質が悪くて飲めなくなっちゃった、そんなことはありません。ただ、今回も何人かの方が質問していますけれども、富士山麓での土砂採取の問題、あるいはこれまでも何度も質問がありましたけれども、富士山麓にあるPSの生投棄等の問題、そういったことを考えると、やっぱり将来に向けて水循環をどうしていくかということをしっかり考えて、それを富士市としては施策としてやっていくんだよという姿勢も示さなければいけないし、その財源はどこかでつくらなければいけないと思うんです。

二重課税というのは私もまずいと思いますけれども、例えば税金じゃなくて、これからそういう基金を積むために寄附を募ろう。例えば水を使っている企業とか市民でもいいと思います。企業については、私は前回の質問で、県の工業用水が非常に高いから安くするよう要望すべきだと。市長は積極的に動くという話でしたけれども、そういう話とパーティーで工業用水を安くした分、企業の皆さんも地下水を守るために協力してくださいという少し大きな話をしながら寄附を募るとか、あるいは今、比較的財政的に余裕のあると言ったら怒る人もいるかもしれませんが、水に直結する水道会計、あるいは内山の特別会計等から少しお金を出してもらって基金を積むだとか、あるいは一般会計からも繰り出しをして積むだとか、いろんな知恵を出してやればできるんじゃないかな、また、そういう姿勢を示すことが非常に市民にとっても、うちの市は富士山を中心とした水循環、その中で我々も生きているんだ、だからやるんだねということで理解も得られやすいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金刺勝久 君） 当初この基金を創設するときには、今議員おっしゃったような形で検討の中にそういう事項も入っておりました。結果的には基金が創設されなかったんですけれども、ご案内のとおり、本年度、富士市環境基本計画の見直し作業を行っております。この中に当然この基金も入っておりますので、総体的な検討をしていくということになります。

同じように、森林づくり県民税も今年度、県の事業を見直ししておりますので、それらの動向を見守っていく中で、市としての環境基本計画の中に位置づけられております基金についても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） すぐには結論は出ないと思います。ただ、今、今年度の基本計画の中で検討していくというお話も伺いましたので、またいつか改めてこの件については質問させていただくということで質問を終了したいと思います。ありがとうございました。